

企業訪問へのご協力のお願い

財務省近畿財務局では、経済安全保障を推進する観点から、企業様を訪問し「対内直接投資審査制度」の説明を行っています。

当局から貴社へアポイントメントの連絡が入りましたら、是非ともご協力をお願いします。

● 対内直接投資審査制度とは？

外国投資家は、一定の事業を営む日本の企業に一定の投資を行う場合などには、事前届出を提出する必要があります。

外国投資家から出資を受ける場合は、外国投資家にその旨をお伝えください。

事前届出の必要な
業種を営む企業



外国投資家

※非居住者、外国会社等



財務省・事業所管省庁



3. 投資等

1. 事前届出書の提出

2. 審査終了

外国投資家から投資を受ける場合の手続きは、以下の順番となります。

1. 事前届出書の提出 (外国投資家→財務省ほか)
2. 審査終了 (財務省→外国投資家)
3. 投資等 (外国投資家→日本企業)

お問合せ先

財務省 近畿財務局 理財部 理財第1課

電話：06-6949-6366 (直通) メール：fdi-info@kk.lfb-mof.go.jp



安全保障と経済を横断する領域で様々な課題が顕在化する中、政府全体として、経済安全保障の取組を強化していくことが必要となっています。外国為替及び外国貿易法（外為法）では、健全な投資を一層促進しつつ、国の安全等に係る技術などが流出することなどを防ぐため、外国投資家が一定の事業を営む日本の企業に対して一定の投資を行う場合に事前届出を求め、国の安全等の観点から審査を行っています。

制度の概要

外為法に基づき、①**外国投資家**（非居住者である個人、外国の会社、これらの者から50%以上出資を受けている本邦の会社等）が、②国の安全等の観点から指定される**事前届出の必要な業種**を営む企業に対して、③**投資等**を行う場合、外国投資家は財務大臣及び事業所管大臣あてに事前届出を行う必要^{（注）}があります。

（注）一定の条件を満たす外国投資家について、役員に就任しない、非公開の技術関連情報にアクセスしないなどの一定の基準を遵守する場合には、事前届出免除制度の利用が可能となる場合があります。なお、その場合は事後報告書を提出する必要があります。

①事前届出の必要な投資家

- 非居住者である個人
- 外国法令に基づき設立された法人やその他の団体
- 非居住者である個人又は外国法人により議決権の過半数を保有されている本邦の会社
- 非居住者である個人又は外国法人である者が50%以上出資する組合、又は業務執行組合員の過半数を占める組合 等

②事前届出の必要な業種（抜粋）

- 武器・航空機（無人航空機を含む）・宇宙開発・原子力関連の製造業、及び、これらの業種に係る修理業、ソフトウェア業
- 軍事転用可能な汎用品の製造業
- 感染症に対する医薬品に係る製造業、高度管理医療機器に係る製造業
- 重要鉱物資源に係る金属鉱業・製錬業等、特定離島港湾施設等の整備を行う建設業
- 肥料（塩化カリウム等）輸入業
- 永久磁石製造業・素材製造業
- 工作機械（部品含む）・産業用ロボット製造業等
- 半導体製造装置等の製造業、半導体製造関連機器の製造業
- 蓄電池製造業・素材製造業
- 船舶の部品（エンジン等）製造業
- 金属3Dプリンター製造業・金属粉末の製造業
- 情報処理関連の機器・部品・ソフトウェア製造業、情報サービス関連業
- インフラ関連業種（電力業、ガス業、通信業、上水道、鉄道業、石油業、熱供給業、放送業、旅客運送）
- 警備業、農林水産業、皮革製品製造業、航空運輸業、海運業

等

③事前届出の必要な投資等

- **上場会社の1%以上の株式取得、非上場会社の1株*以上の株式取得**

※端株の取得も含む

- 外国投資家又はその関係者の取締役・監査役の就任への同意
- 事前届出の必要な業種に属する事業の譲渡や廃止の提案・同意

等